

島根県商工労働部中小企業課
担当者名 田淵、山本、中島
TEL 0852-22-6055
Email enecos@pref.shimane.lg.jp

令和7年度 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の公募を開始します。

令和7年度島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金について、令和7年5月21日(水)から補助金の交付申請の受付を開始しますので、お知らせします。

■目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている県内中小企業（飲食・商業・サービス業等）に対し、エネルギーコスト削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、県内中小企業の経営基盤を強化することを目的としています。

■概要

○補助対象：エネルギーコスト削減のための設備などの更新等に係る経費

○補助額：上限 2,000 千円 下限 200 千円

○申請期間：令和7年5月21日(水)～令和7年10月7日(火)

ただし、予算上限に達した場合、公募を終了する場合があります。

○留意事項：必ず支援機関(※¹)を経由して交付申請、実績報告を行ってください。

(※¹) 県内商工会議所・商工会、島根県商工会連合会、

島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

詳細は県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/energycost_sakugentaisaku.html

■問い合わせ先：島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策

緊急支援事業事務局(※²)

〒690-0015 島根県松江市上乃木 6-1-21 JA しまね中原店2階

電話：0120-021-866

E-mail：jimukyoku@enecos2025-shimane.jp

(※²)「令和7年度島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業」は、株式会社クリアプラスが事務局業務を運用します。